○南伊勢町空き家等有効活用推進事業支援補助金交付要綱

平成27年4月17日

告示第77号

（目的）

第１条　この要綱は、南伊勢町空き家バンク制度を促進するために、空き家の利用者に対し、予算の範囲内で支援することについて、南伊勢町補助金等交付規則（平成１７年南伊勢町規則第５７号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助対象者は、南伊勢町空き家バンク制度設置要綱（平成２３年南伊勢町告示第１１号）

　に基づいて、売買若しくは賃貸借の契約に至った空き家利用者で、同一人に対して１回限りとする。

（補助金対象経費）

第３条　第１条に規定する補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

（１）空き家内の不必要な物の処理等に関する経費

（２）空き家の簡易な改修に要する経費

（３）前号のほか町長が必要と認めるもの

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、前条にかかる経費とし１０万円を限度とする。

（補助金交付の申請手続）

第５条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第１号様式）

に定めるものを添付し、町長に提出するものとする。

（補助金交付の決定）

第６条　町長は、前条の規定により補助金交付の申請を受理したときは、補助金交付申請書その

他の書類を審査の上、適当と認めたものについて、補助金の交付を決定しなければならない。

この場合において、町長は補助金交付の目的を達成するために条件を付することができる。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書

（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業の計画変更又は中止）

第７条　申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、当該事業の計画を変更し、又は中止

しようとするときは、事業計画変更（中止）承認申請書（第３号様式）を町長に提出し、その

承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の規定により申請があったときは、審査の上適当と認めるものについて承認し、

事業計画変更（中止）承認通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業実績の報告）

第８条　補助金交付決定者は、その事業を完了したときは、その事業の完了の日から３０日以内

に、事業実績報告書（第５号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

（１) 領収書等の写し

（２) 事業実施後の写真

（３）住民票謄本

（４) その他、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第９条　町長は、前条の規定による事業実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、

必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交

付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交

付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第６号）により申請者に通知する

ものとする。

（補助金の交付請求）

第１０条　前条の規定による確定通知書を受けた補助金交付決定者は、補助金請求書（第７号

様式）に補助金交付確定通知書の写しを添えて、速やかに補助金の交付請求を町長に対して行

うものとする。

（補助金の交付）

第１１条 町長は、[前条](http://srb.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による補助金請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付す

るものとする。

（補助金の返還等）

第１２条　町長は、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消

し、又は既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることがで

きる。

（１）偽り、その他不正の方法により補助金の交付を受けたとき。

（２）当該年度において、交付した補助金に余剰金が生じたとき。

（３）この要綱の規定に反したとき。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

　附　則（平成30年4月1日告示第20号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

　附　則（令和3年7月1日告示第85号）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

　附　則（令和5年4月1日告示第62号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。